

第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなく次各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (第一号から第三号まで省略) 四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員(第百五十三条の五第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する機構の職員及び第百五十三条の六の三第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第百四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第百五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなく第百四十六条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	船 員 保 険 検 査 証 (法第百四十六条関係) 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
---	--

(裏面)

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大臣、地方 厚生局長、地方 厚生支局長、日本 年金機構又は全国 健康保険協会印	船員保険法(抄) (立入検査等) 第百四十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。